

# ベトナムにおけるハーグ協定に基づき 意匠登録の制度の概要



大竹徳成  
(弁理士)

Tilleke & Gibbins International Ltd.

Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

## 【概要】

2019年9月30日、ベトナム政府は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（1999年改正協定）の加盟書をWIPO事務局長に寄託した。1999年改正協定が、ベトナムにおいて2019年12月30日に発効した。意匠の国際登録制度（ハーグ制度）のユーザーは、国際出願においてベトナムを指定国にすることができるようになった。WIPO統計データベースによれば、2021年10月時点で、650件を超えるベトナムを指定国とした国際出願があった。

本稿では、ベトナムを指定国とする国際出願の要件と備考を含む、ハーグ協定に基づく意匠登録の概要を説明する。

## 【詳細】

### 1. 出願

#### 1.1 願書

ベトナムを指定国とする意匠の国際出願では、願書DM/1<sup>1</sup>における以下の記載に留意する必要がある。

(1) 第9欄「DESCRIPTION：説明」

<sup>1</sup> 意匠の国際登録出願願書 DM/1 (E)

[https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/forms/docs/form\\_dm\\_1-editable1.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/forms/docs/form_dm_1-editable1.pdf)

意匠の特徴についての簡潔な説明を記載することが要求される。

ベトナムは、1999年改正協定<sup>2</sup>第5条(2)(a)で規定されている宣言を行い、ベトナムを指定国とする国際出願では、同協定第5条(2)(b)(ii)に従って、「a brief description of the reproduction or of the characteristic features of the industrial design（意匠の特徴についての簡潔な説明）」を含めることが要求される。これは、ベトナム知的財産法<sup>3</sup>第103条(2)(a)と合致している。

(2) 第11欄「IDENTITY OF THE CREATOR：創作者の特定」

ベトナム国内出願では創作者を特定する情報を記載する必要があるが、国際出願では「創作者の特定」に関する情報は必要とされない。

(3) 第12欄「CLAIM (Applicable to the designation of the United States of America and/or Viet Nam)：クレーム（米国および／またはベトナムを指定する場合に該当）」

ベトナムは、1999年改正協定第5条(2)(a)で規定されている宣言を行ったことから、ベトナムを指定国とする国際出願では、同協定第5条(2)(b)(iii)に従って、意匠の保護のクレームを記載する必要がある。

クレームの記載は、ベトナム国内出願で一般的に使用される「Application for overall protection for industrial design(s) as shown and described.

（表示および説明されている意匠の全体的な保護の出願）」という記載形式に従うことが要求されるが、第12欄においては特に何も記載する必要はなく、自動的に上記記載形式に従っているとみなされる。

したがって、願書 DM/1 第7欄においてベトナムを指定国とすることによって、願書 DM/1 第12欄を介して、意匠審査の原則にしたがい登録された意匠は、意匠全体が保護され、その保護には、特定の部品、特徴を形成する外観、

<sup>2</sup> 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

[https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/index/01\\_kaisei\\_kyotei.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/index/01_kaisei_kyotei.pdf)

<sup>3</sup> 2009年ベトナム知的財産法

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf>

2019年改正分

<https://wipolex.wipo.int/en/text/582363>

なお、2020年改正分が2021年施行される予定

または意匠上のその他の標識も含まれる。なお、上記原則にしたがい、ベトナムでは部分意匠は保護されないことに注意が必要である。

## 1.2 図面／写真

### (1) 斜視図

省令<sup>4</sup>33.6 に定められているように立体意匠の斜視図が要求される。ベトナムは、1999年改正協定および1960年改正協定の共通規則<sup>5</sup>第9規則(3)で規定されている宣言を行い、斜視図を要求する。

### (2) 他の図面

他の図面、具体的には6面図（正面図、背面図、平面図、底面図、右側面図、左側面図）が提出されていない場合、ベトナム知的財産庁は、共通規則第9規則(4)により、意匠を完全に開示する上で十分ではないとして出願を拒絶する。

## 1.3 出願および指定国

### (1) 出願

ベトナムは1999年改正協定第4条(1)(b)の宣言を行っていないため、ベトナムが出願人の締約国である国際出願は、ベトナム知的財産庁または世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局に出願することができる。

### (2) 指定国

ベトナムは1999年改正協定第14条(3)(a)の宣言を行っていないため、ベトナムが出願人の締約国である国際出願はベトナムを指定国とすることができる。

<sup>4</sup> ベトナム産業財産権に関する省令第16/2016/TT-BKHCN号（2018年1月15日施行）  
<https://www.most.gov.vn/vn/Pages/ChiTietVanBan.aspx?vID=28856&TypeVB=1>

<sup>5</sup> ハーグ協定の千九百九十九年改正協定及び千九百六十年改正協定に基づく共通規則  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/index/02\\_kyotsu\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/index/02_kyotsu_kisoku.pdf)

## 2. 国際公表

### (1) 公表の延期

公表の延期はできない。ベトナムの法令は意匠の公表の延期について規定していないため、1999年改正協定第11条(1)(b)の宣言を行った。

### (2) 国際登録内容の公表

国際事務局により国際登録が公表されるが、ベトナムの公報には国際登録の内容だけでなく、国際登録があった事実も掲載されない。

## 3. 審査

### 3.1 審査期間および応答期限

#### (1) 審査期間

ベトナムは共通規則第18規則(1)(b)に規定する宣言を行っていないため、拒絶の通報期間は、国際登録の公表から6月である。

#### (2) 応答期間

国際登録の名義人が、ベトナム知的財産庁に拒絶の通報に対する手続補正書・意見書を提出するための応答期間は3月である<sup>6</sup>。期間延長請求および延長手数料の支払を期日までに行った場合、応答期間は3月間延長される<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 通達 No.16/2016/TT-BKHHCN により改正された通達 No.01/2007/TT-BKHHCN 項目 15.3

通達 No.01/2007/TT-BKHHCN :

CIRCULAR No. 01/2007/TT-BKHHCN OF FEBRUARY 14, 2007, GUIDING THE IMPLEMENTATION OF THE GOVERNMENT'S DECREE No. 103/2006/ND-CP OF SEPTEMBER 22, 2006, DETAILING AND GUIDING THE IMPLEMENTATION OF A NUMBER OF ARTICLES OF THE LAW ON INTELLECTUAL PROPERTY REGARDING INDUSTRIAL PROPERTY

<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn010en.pdf>

通達 No.16/2016/TT-BKHHCN :

Circular No. 16/2016/TT-BKHHCN of June 30, 2016, amending and supplementing a number of Articles of Circular No. 01/2007/TT-BKHHCN of February 14, 2007

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/17743>

<sup>7</sup> 通達 No. 16/2016/TT-BKHHCN により改正された通達 No.01/2007/TT-BKHHCN 項目 9.2

### 3.2 意匠の単一性に関する特別の要件

ベトナムは、1999年改正協定第13条(1)で規定されている宣言を行ったことにより、ベトナムの法令に従い、国際出願において一の独立かつ別個の意匠のみを単一出願において請求することができる。なお、組物の意匠も出願することができる。具体的には、ベトナム知的財産法第101条(3)および通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN によると、次のとおりである。

- 一の独立かつ別個の意匠の場合、一または複数の他の変形を添付することができる。変形は、単一の共通独創性を表現し、かつ、当該意匠と著しく異ならなければならないことが必要である。
- 組物の意匠の場合、構成物品が単一の共通独創性を表現し、かつ、それらが一緒にまたは共通の目的で使用されることが必要である。

### 3.3 拒絶理由

出願意匠は、次の理由により拒絶される。

- (1) 意匠の説明がベトナム知的財産法第103条(2)(a)に規定されている意匠の説明の要件に適合していない場合、特に、意匠の説明が意匠の特徴を十分に開示していない場合

この場合、出願人またはその代理人は、ベトナム知的財産法第103条(2)(a)の要件に従って、当該要件に適合するために新たな説明を作成することができる。

- (2) 意匠が法上の意匠の定義に該当しない場合

意匠は、ベトナム知的財産法第4条(13)で、形状、線、寸法、色彩、またはそれらの組合せにより表現された物品の外観として定義されている。また、通達 No.16/2016/TT-BKHCHN により改正された通達 No.01/2007/TT-BKHCHN 項目 No.33.2(b)により、物品を、工業的または手工業的な方法で製造され、明確な構造および機能を有し、独立して流通する物品を組立てまたは統合化するための、対象物、機械、装置、手段または部品と定義している。

この規定により、グラフィック・ユーザー・インターフェイス (GUI)、書体、パターン、アイコンなどは、物品の外観でも独立して流通するものではな

いため、意匠の保護から除外される。さらに、通達 No.16/2016/TT-BKHCN により改正された通達 No.01/2007/TT-BKHCN の項目 33.6(a)により、意匠の複製物における破線の禁止とともに独立して流通するという要件は、部分意匠を拒絶する根拠となっている。

(3) 一揃いの図面／写真が意匠を完全に開示するのに十分ではない場合

当該理由に該当しないために、複数の図面／写真、特に6面図を提出することが好ましい。

(4) その他の理由

- 意匠が、登録要件（新規性（ベトナム知的財産法第65条）、創作性（同法第66条）、産業上の利用可能性（同法67条））を満たしていない場合
- 出願が意匠の単一性を満たしていない場合（ベトナム知的財産法第101条）

国際出願に複数の意匠が含まれており、複数の意匠が同じ物品における類似の意匠ではない、あるいは、意匠の単一性の要件を満たす組物に属していない場合、複数の意匠をそれぞれ別の出願に分割する必要がある。国内意匠出願の場合、原出願から一の意匠以外の意匠を取上げるか、または分割出願しなければならない。ベトナムを指定国として指定する国際出願の場合、複数の意匠は別の出願に分割される旨を述べて拒絶通報に回答し、分割出願の願書及び図面を提出する。
- 出願が先願主義を満たしていない場合（ベトナム知的財産法第90条）
- 意匠が社会道徳・公共の秩序に反するもの、国家防衛・安全保障に有害なものである場合、等（ベトナム知的財産法第8条）

### 3.4 拒絶理由通知に対する応答

(1) 委任状

名義人は代理人に拒絶理由通知に対して応答することを委任する。そのためには、名義人からの委任状を拒絶理由通知に対する応答時に提出しなければならない。



らない。実務的には、委任状は応答書類を提出した日から1月以内に提出しなければならない<sup>8</sup>。

## (2) 拒絶通報に関するその他の注意事項

- ハーグ協定に基づく意匠の国際登録に関するガイド<sup>9</sup> (Part B 09-01 – B.II.40)によると、拒絶は次のものに基づく。

(a)官庁が行う職権による審査から生じる（あくまでも暫定的な）異議

(b)第三者による異議の申立て。ハーグ協定の文言に基づき、国際登録に対する異議の申し立てという単なる事実は「異議に基づく保護の拒絶」として国際事務局に通報されなければならない。

したがって、国際出願の場合、第三者の意見は、異議に基づく保護の拒絶とみなされ、通報される。なお、ベトナム国内出願の場合、通達 No. 01/2007/TT-BKHHCN に規定されるように、そのような第三者の意見に対し反論の機会を与えるために出願人に送付され、その後反論は第三者等に送付される。

- 拒絶通報は、その後さらなる拒絶通報がされることなく、最終拒絶査定になる場合がある。
- 拒絶の後の保護の付与の声明は、共通規則第18規則2(2)に規定されているように、拒絶通報が送付された場合でも、拒絶の取下げの通報とみなされる。
- ベトナム知的財産庁が拒絶通報に対する応答書類を検討した上で拒絶査定を行う場合、1999年改正協定第12条(3)(b)に基づき拒絶査定に対して不服を申立てることができる。

## 4. 国際登録の効果および保護期間

### 4.1 国際登録の効果

<sup>8</sup> 通達 No. 16/2016/TT-BKHHCN により改正された通達 No.01/2007/TT-BKHHCN の項目 No.4.3

<sup>9</sup> ハーグ協定に基づく意匠の国際登録に関するガイド

[https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/wipo\\_guide\\_201407/guide\\_201407.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/wipo_guide_201407/guide_201407.pdf)<sup>10</sup> 通達 No.16/2016/TT-BKHHCN により改正された通達 No.01/2007/TT-BKHHCN の項目 No.15.3

- (1) ベトナム知的財産庁が 1999 年改正協定第 12 条に従って拒絶を通報しなかった場合、すなわち、公表日から 6 月以内に拒絶を通報しなかった場合、国際登録は、遅くとも拒絶を通報するための期間（公表日から 6 月間）の満了日から、ベトナムの法令に基づき付与された意匠の保護と同一の効果を有する。
- (2) ベトナム知的財産庁が拒絶を通報し、その後、当該拒絶の一部または全部について取り下げた場合には、国際登録は、拒絶が取り下げられた範囲については、遅くとも拒絶が取り下げられた日から、ベトナムの法令に基づき付与された意匠の保護と同一の効果を有する。

## 4.2 保護期間

- (1) 保護期間は国際登録の日から 15 年である。ベトナムは、1999 年改正協定第 17 条(3)(c)に基づいて、意匠に関してベトナムの法律で定められている保護の最長期間は 15 年であるとの宣言を国際事務局に通告した。
- (2) 国際登録の更新は、WIPO 国際事務局に行わなければならない。

## 5. 手数料

### 5.1 標準指定手数料

ベトナムは、標準指定手数料に関して、共通規則第 12 規則(1)(c)(i)の等級三が適用される。

### 5.2 送付手数料

国際出願がベトナム知的財産庁に出願される場合、共通規則第 13 規則(2)に基づいて、意匠ごとに 200 万ベトナムドン（約 87 米ドル）の送付手数料が請求される。



### 5.3 補正手数料

実体審査において、指定国官庁としてのベトナム知的財産庁が国際登録に関する拒絶理由を通知した場合、拒絶を回避するためには補正による対応が行われなければならない。補正手数料は出願人の代理人を介してベトナム知的財産庁に支払う<sup>10</sup>。

## 6. その他

### 6.1 グレースピリオド

グレースピリオドは、ベトナムにおいて国際出願にも適用される。グレースピリオドは、ベトナム知的財産法第 65 条(4)に規定されている。

#### 第 65 条 工業意匠の新規性

(4) 工業意匠は、それが次の状況において公開されたときは、新規性を欠くとはみなさない。ただし、工業意匠登録出願が公開又は展示の日から 6 月以内に行われることを条件とする。

(a) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された。

(b) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者により学術的発表の形態で公開された。

(c) それが第 86 条に規定する登録を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示された。

<sup>10</sup> 通達 No.16/2016/TT-BKHCHN により改正された通達 No.01/2007/TT-BKHCHN の項目 No.15.3

国際登録の公表後、新規性喪失の例外に関する宣言を行うことができる。証拠書類を直接、ベトナム知的財産庁に提出する必要がある。通常、拒絶通報の応答時に提出される。

## 6.2 国際出願に添付されている関連する文書等

WIPO 国際事務局は、1999年改正協定第10条(5)(a)に規定されているように、国際登録の写しを、国際出願に添付されている関連する証明書、文書または見本と共にベトナム知的財産庁に送付する。

## 6.3 言語

- (1) WIPO 国際事務局からベトナム知的財産庁への通信は、共通規則第6規則(3)(ii)に規定されているように、英語で行われる。
- (2) ベトナム知的財産庁に出願される国際出願は、英語でなければならない<sup>11</sup>。

次ページに、国際出願に関する流れをフローチャートで示す。

---

<sup>11</sup> 通達 No.16/2016/TT-BKHCHN により改正された通達 No.01/2007/TT-BKHCHN の項目 No.27.2

